

平成23年2月9日開催

横浜市特別職職員議員報酬等審議会（第2回）議事録

(1) 日時・開催場所

平成23年2月9日（水）14時～15時・横浜市庁舎5階災害対策本部会議室

(2) 出席者

佐野会長、有田委員、今井委員、小川委員、加藤委員、西ヶ谷委員、野村委員

(3) 欠席者

佐々木委員、水地委員、松井委員

(4) 開催形態

公開

(5) 議題

横浜市特別職職員議員報酬等審議会条例第2条の諮問に基づく、本市の市会議員の議員報酬並びに市長、副市長の給料の額について

(6) 議事

下記のとおり

◎開会

○開会挨拶（事務局）

○委員挨拶

今井委員

今井でございます。よろしくお願いいたします。

◎議事進行

佐野会長

本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

ただ今、事務局からも説明がございましたが、前回の審議会では、市長から出されました意見聴取依頼に基づき、市長・副市長の給料や議員報酬の額について、このタイミングで改定をすべきかどうかについて議論をいたしました。皆様から様々なご意見をいただきましたが、引き下げを行うべきとのご意見が大勢を占めておりました。

その後、改めて皆様に取り扱いについて確認した上で、審議会としては、「引き下げを行うべき」との結論に至った訳でございます。

この結論は、お手元にあります報告書にまとめ、2月2日に市長に報告しましたところ、これもお手元にありますように2月4日に市長より諮問を受けたところでございます。

本日は、具体的な市長・副市長等の給料及び議員の議員報酬の改定の額等について、議論をいたしまして結論を出したいと考えております。委員の皆様、よろしくお願いいたします。

まず、審議に入ります前に、事務局から報告事項や前回の会議以降の他都市の動向等がありましたら、ご説明をお願いしたいと思います。

◎事務局説明

○報告書及び諮問書等について

○他都市の報酬審議会の開催状況等について

佐野会長

ありがとうございました。

前回の審議内容の確認や補足等でございますが、特に、前回、出席されました委員の皆様につきましては、内容についてこれまでの説明でよろしいでしょうか？

前回の会議以降に、新潟市の審議会結果が出ましたこと以外は、特に新たな情報等が無いようではありますが、この際、これまでの経過等を含めまして事務局に確認をしておきたい点等がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

この会議室は、このマイクの前の右側のボタンを押すと点くようになっているそうなので、大変スムーズにいきます。ご遠慮なくご発言ください。

特にございませんか。ありがとうございます。それでは、議論に入りたいと思います。

まず、最初に改定額について審議したいと思います。額についての審議がメインでございますが、後ほど改定の時期についてもご意見をお伺いしますので、よろしくお願ひします。

額の改定に当たっては、審議会としての改定に対する考え方を確認し、それに沿って、具体的な額を決定していくという手順になろうかと思ひます。

では、何を拠り所として検討をしていくのかということですが、前回の審議の中で、改定引き下げという場合にどのような考え方をすればよいか、ご意見をいただいたと思ひますので、改めまして事務局の方から紹介いただけますでしょうか。

事務局

それでは、引き下げの改定を行う場合にどのような考え方をすればよいのかということですが、前回、審議会の後段でいただきましたご意見がありましたので、それについて、簡単に紹介させていただきます。

ご意見としては、内容、同種の意見だと思ひますが、3つほどいただいております。

一つは、「基本的には累積の幅で、一定の区切りのいいところでいいように感じている。」というのが1点目でございます。

二点目は、「累積の幅の近い額のところで、常識的に収めていくのではないか。」というのが2点目でございます。

三つ目でございます。「色々な基準が考えられるが、改定率の累積された額に集約されるのではないか」と、このようなご意見をいただいております。以上でございます。

佐野会長

ありがとうございます。

前回のご意見をあえて分けるとすれば、以上ようになりますが、比較的集約された形で皆さまからご意見をいただいていると思ひます。

ある程度の共通認識はあると思ひますが、ここでやはり一般職の給与改定率の累積を基本とするという考え方につきましては、皆さまのご意見はいかがでしょうか。

それでは、簡単で結構ですので、お一人ずつ御意見をいただいでよろしいでしょうか。こちらから加藤委員、いかがでしょうか。

加藤委員

前回は発言していると思ひますが、改定はどうかというのが私の意見だった訳です。しかし、改定をする、引き下げをするということに決まりましたので、額のことを考えないといけないということですが、前回申し上げたような根拠というのがなかなか見出しにくく、やはり累積の1.67%を基準に考えざるを得ないのかなと思ひます。

ただ、これを丸めて、例えば1.6にするとか1.7にするとかですね。そういうことが必要なかどうか、非常に悩ましいところですが、いずれにしても、これを根拠とすることに異議はありません。

佐野会長

累積基準ということで、承ります。

それでは、西ヶ谷委員。

西ヶ谷委員

前回も申し上げましたけれども、大体前回の話で決まったようなもので、この累積額で、常識的なところでいいのではないかなというふうに思います。

佐野会長

ありがとうございました。それでは、野村委員いかがでしょうか。

野村委員

私も累積の 1.67%、これで算出された額を端数まで出すと大変だから、丸めるのかなと。それで結構でございます。

佐野会長

ありがとうございました。有田委員、よろしくお願いします。

有田委員

私も、累積ベースの数字でよいと思います。

佐野会長

ありがとうございます。では小川委員、先にお願いします。

小川委員

私も皆さんと同意見です。

佐野会長

それでは今井委員、前回はご欠席でしたけれど。

今井委員

前回は欠席してしまして、その前に事務局から意見を聞かれましたときには、私の考えとしては改定しなくてもいいのではないですかということを行いました。しっかり働いている方々ですし、それ相応のことをしているのではないですかということを行った記憶があります。

今、意見等で 1.67 位が妥当ではないかという意見が出ていて、そうかなという感じもしておりますが、一般の職員と同じような率というのは、僕はいかがなものかなと思います。やはり大変な職であろうかなという感じはしております。

ただそれが何パーセントがいいのかというと、分らないです。

佐野会長

前回の意見はしかと承りまして、その結果、引き下げということになっております。

ありがとうございました。

大体方向が見えてまいりました。

具体的な額になりますと、どういうことになりますか。前回の審議会で事務局から説明をいただきましたんですけど、大方のご意見の給与改定率の累積 1.67%のマイナスということにつきまして、これは端数が出た場合、それも調整する必要があるかと思いますが、事務局で試算をしておられますので、その数字を練っていただいた方がよいと思います。

また、その額とした場合、政令指定都市の中でどのくらいの位置となるのか、それも含めまして分かりますでしょうか。

事務局

それでは、会長からご指示のありました資料についてお配りさせていただきますので、ご

覧いただければと思います。

ただいま、お配りいたしました資料は3枚ございまして、まず1枚目をご覧ください。

先ほどの累積で1.67%ということで改定をした場合の試算の表になります。

まず表を見ていただきますと、上の見出しのところですが、改定率と書かれているのは、先ほど申し上げました累積の率を書かせていただいております。

その右側、現在の支給月額と書いてある部分については、市長・副市長については地域手当を含めた額、議員の方については議員の報酬の額が書かれております。この額を、先ほどの1.67%という改定率の累積で引き下げた場合の、改定支給月額というのが①と記載をさせていただきます。

この額とその左側の現在の支給月額との差額分、それがその右側の差額ということで書かせていただいております。

その差額の右側の欄でございまして、市長・副市長については2段書きになっております。これにつきましては、①の欄、改定支給月額には給料と地域手当の額が含まれておりますので、それを分解した場合にそれぞれいくらになるのかということに記載させていただきます。

市長の例で言いますと、142万8千735円が給料相当分の額になるということになります。②については、その下、空欄になっておりますが、議員については先ほど申し上げた地域手当の支給対象ではないのでここは空欄となっております。

その右側です。改定額と書かれている欄でございまして、これにつきましては、市長・副市長については、今申し上げました②の上段の数字、これを入れております。

議長以下の議員については、①の数字を引っ張っております。その際に、千円未満の端数については切り捨てということで処理をさせていただきます。その上で、その右側④でございまして、現在の給料又は報酬の額を書かせていただいております。

その右側でございまして、これは差額ということになります。現在の給料・報酬額と試算で出した改定額の差ということになっております。市長の場合でいうと、2万5千円という数字が入っております。

表の一番右側、改定後の改定率と書いてある部分でございまして、こちらにつきましては、④の現在の給料・報酬月額に対して今回の計算で出る差額の部分、この部分の改定率がいくつになるのかということを書かせていただいております。

この一番右側の改定率を見ていただきますと、改定率としては累積で△1.67%という説明をさせていただきます。それ以上の数字が、1.7%台の数字が記載されております。この理由ですが、先ほどご説明の中で③の改定額を算出する際に千円未満の端数を切り捨て処理をしているという関係がございまして、実際の改定額ということで試算をした場合の改定率は累積の1.67よりも上がる結果になっているということでございまして。

続きまして、この額を読み上げさせていただきますが、市長に関しましては、先ほども若干申し上げましたが、改定後の支給月額①については160万183円という数字が出ております。これに対して千円単位として端数処理した数字としては、③の142万8千円でございます。現行との差額は、2万5千円、改定率1.72%となります。

同様に副市長について、改定支給月額は、128万6千314円であり、改定額としては、114万8千円となります。差額は2万円で、改定率1.71%となります。

議長以下の議員につきましては、地域手当が支給されていないということもありまして、改定支給月額の額を千円単位で端数処理した額となっております。

順番に読みますが、議長の改定額は、117万9千円 現行との差額は、2万1千円、改定率1.75% 副議長は、106万1千円 差額は、1万9千円、改定率1.76% 委員長は、98万3千円 差額は、1万7千円、改定率1.70% 副委員長は、97万3千円 差額は、1万7千円、改定率1.72% 議員は、95万3千円 差額は、1万7千円、改定率1.75%となっております。

続きまして、先ほどお配りした資料2枚目をご覧ください。

こちらの資料は、政令指定都市等の市長等の給料の額ということで、制度値の額をお示ししております。

横浜市でございますが、平成 22 年 12 月現在のところで見させていただきますと、3 番目というのを前回ご説明したと思っておりますが、今回、横浜市が引き下げをした後に、地域手当を含めた額で言うと、右側の額になります。横浜市は引下げ改定を行います。大阪市も 1 月に引き下げの改定を行っております。その関係もありまして、改定後の順位ということでは、一つ順位が繰り上がり、2 番目というふうになってまいります。

続きまして、資料をもう 1 枚おめくりいただきまして、3 枚目をご覧ください。

これにつきましては、議員の報酬についての一覧となっております。

横浜市については、改定前ですね、そこに囲ってありますとおり 3 番目ということでありましたが、改定後の報酬額は 95 万 3 千円という数字になりますので、政令市で見た場合の上から 4 番目の額となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

佐野会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から参考となる数字をお示しいただきましたが、何かご質問、ご意見はありますでしょうか。

この名古屋市の場合ですね、市長の給料は 50 万円と出ておりますが、この辺はどのような事情になっているのか、ちょっとご説明いただけますか。

事務局

名古屋市でございますが、制度上の数字はお手元にお配りしたこの数字でございます。現在ご在任の河村市長の考え方だと思っておりますが、年収で 800 万ということで、公約で出されておりますので、それに基づいて現在河村市長が在任期間中について年収で 800 万ということで、月で言うと 50 万円の所得ということを決められているという状況でございますので、いわゆる特例的に引き下げをしているという状況だと聞いております。

佐野会長

ありがとうございます。特例ということですね。

それでは今の資料に基づきまして、ご意見、ご感想ありましたらお願いいたします。率でいうと 1.67%を超える減額率になりますけれど、きちんと所定の手続きを踏みますとこういうような数字になる訳ですね。はい、どうぞ。

今井委員

もし他都市から横浜はどうなりましたかと聞かれたら、公表するのは△1.67%でやりましたと言うのか、それとも実際の△1.72%とかなのか、どっちですか。

事務局

基本的に考え方の説明として△1.67%というものを基準として考えて、例えば市長でいうと 2 万 5 千円下げさせていただきました。

何かどうしても改定率というのを結果的に発表するということになると、△1.72%というものも発表する機会があるのかもしれませんが、考え方を説明する際には、△1.67%を基準に計算をした結果、2 万 5 千円下げることになりましたという言い方になるのではないかと思います。

佐野会長

よろしゅうございますか。

それでは、また再び最終的なご意見を伺いたいですけれど、このような公表 1.67%、実際にはそれ以上の減額率になりますが、このような改定の額でいかがでしょうか。

加藤委員、お願いします。

加藤委員

市長については、名古屋は度外視していかないといけないと思いますが、妥当なところかなと思います。議員のところは悩ましいところがない訳ではない。今まで名古屋、横浜に次いで京都だったのが、京都の方が上に行っちゃうんですか。ただ単純に額だけで比較していいのかどうかということもあります。

そんなに大きく異論を唱えるようなものでもないんじゃないかなというふうに思っております。

佐野会長

ありがとうございます。それでは西ヶ谷委員、いかがでしょう。

西ヶ谷委員

先ほどからも出てますけれども、この配布資料のとおりでいいんじゃないかなと思います。

佐野会長

ありがとうございます。野村委員、いかがでしょうか。

野村委員

私も同様でよろしいかと思えます。

佐野会長

有田委員、お願いします。

有田委員

私もこれでいいと思えます。

佐野会長

ありがとうございます。それでは今井委員、いかがでしょうか。

今井委員

私もこの案でいいと思えます。

佐野会長

ありがとうございます。それでは小川委員。

小川委員

私もこの案でいいと思えます。

佐野会長

ありがとうございました。では、ただいま、皆様からいただいたご意見をベースにいたしますと、1.67%の引き下げ額となります。その結果、端数を切り捨てますと、

市長は、142万8千円

副市長は、114万8千円

議長は、117万9千円

副議長は、106万1千円

委員長は、98万3千円

副委員長は、97万3千円

議員は、95万3千円

となるかと思えますが、皆さんこれでよろしいでしょうか。

「委員了承」

佐野会長

ありがとうございます。

ただいま、改定額が決定しましたので、続きましてこの額が答申書に記載される額となります。

次に、冒頭に申し上げましたけれども、改定の時期についてなんですけれども、私から質問なんですけれど、これまでの横浜市の改定の時期はどういうふうになっておりましたでしょうか、教えていただけますか。

また、他都市の改定はどのようになっているのか、分かりますか。

事務局

お答えします。

過去に本市で引き上げ改定を行った際は、多くの場合、審議会から答申をいただいた後、条例改正を当然行うという形になりまして、改定後の直近の月から改定を行っているという例が大半でございます。

なお、他都市の例ということですが、先ほど改定の状況ということでご説明した大阪市の例で、ここでご説明させていただきます。昨年の11月に報酬審から答申をいただいております、その翌月の12月の議会で条例改正を行いまして、その翌月、今年の1月から報酬の引き下げを行っているという状況がございます。

なお、大阪以外で過去の他都市の改定状況を見てみても、同様な対応をしているところが大半だというふうに聞いております。説明は以上です。

佐野会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から過去の改定時期について、説明がありました。

先ほど改定額を決定いたしました、この改定時期については、併せて議会に条例改正を提出しなければならないと思いますが、議会の日程というのは、どういふふうになっておりますでしょうか。

事務局

議会の日程ですけれども、もう既に実は始まっております、年度末の議会は1月27日に開会して、3月18日までの会期で、今真っ最中でございます。

佐野会長

議会の日程から鑑みますと、新年度となる4月からの改定というのは可能になるのでしょうか。

事務局

本日、結論をいただきましたので、この結論があればですね、会期中の議決というのは、十分可能な範囲に入ってくると思います。

ここで賛否いろいろあって、ここで私が勝手にいけるなんて言っちゃいけない訳ですが、議決をいただければということで、議決をいただくことが可能な日程となっておりますので、改定は可能な範囲に入ってくるということでございます。

佐野会長

ありがとうございます。

本日、結論が出れば、本会期中に条例改正を上程することが可能ということですので、仮

に本会期中の議会で条例が改正されるということになれば、新年度である4月から改定ができるということになります。

この議会の日程を踏まえて、改定の時期につきまして、皆様のご意見はございますでしょうか。

審議会の意見として、今回の報酬改定は4月からの実施としてよろしいでしょうか。

今井委員

今の案でいいと思います。

佐野会長

4月からの実施が望ましいというのを、本審議会の意見としてもよろしゅうございますか。

野村委員

4月実施でよろしいかと思えますけど、一つ教えてほしいのですけれども、市会議長から林市長あてに諮問の要請が来てて、それで議会で否決されるということはあるのでしょうか。

事務局

あくまでそれは改定の要請といえますか、そういうことでございます。

もっと下げろという意見があつて紛糾するとかですね、そういうことは決してないとまでは言えない。あくまでこちらの審議会に基づく提案として、議案を出していく形になると思えますので、この審議会の内容でいいかどうかは、また議員の議論の対象にはなると思っております。

佐野会長

ありがとうございます。よろしゅうございますか。

野村委員

はい。

佐野会長

それでは、本日行われました審議会としては、先ほどご確認いただきました額で、答申として取りまとめたいと思えます。

改定の実施時期につきましては、審議会の意見として、「平成23年4月が望ましい」、という整理させていただきたいと思えます。

なお、答申の案の作成につきましては、私に御一任いただき、文案ができましたら事務局に調整させていただきたいと考えますが、よろしいでしょうか。

「委員了承」

佐野会長

ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

他に何かご発言はございますでしょうか。

それでは、いろいろとご協力ありがとうございました。本日の審議会におきまして、皆様方の大変熱心なご議論をいただきまして、貴重な意見をたくさんいただくことができましたことを厚く御礼申し上げます。

審議会としては、これをもちまして終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。後は、事務局からよろしく願います。

◎事務局事務連絡

事務局

ありがとうございました。

本日はお忙しい中、熱心なご審議をいただきまして、また長時間に渡り、2回に渡ってご審議いただき、誠にありがとうございました。

お陰様で、特別職の報酬額の額及びその改定の時期についてご意見をいただきまして、結論をいただいたということでございます。

本日の結果に基づき、議会に速やかに条例改正の手続きを進めてまいりたいと考えております。

本日は、本当にありがとうございました。

(終 了)